

X.いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「学び合い・認め合い・高め合い・励まし合い」のできる集団を育成するために「大東市立三箇小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組む。

(1) いじめを生み出さない学校の雰囲気づくりに関する取組み

○集団づくりの充実

- ・「学び合い・認め合い・高め合い・励まし合い」ができる人間関係の構築を図る。
- ・どの子にも居場所のある学級づくりを実践する。・多様性を認め合える集団づくりに努める。

○人権教育の充実

- ・人権尊重の精神のもと、本校の「人権教育推進計画」に基づいた教育活動を推進する。

○道徳教育の充実

- ・道徳の時間を中心に、全教育活動において内面に根ざした道徳的実践力を育成する。

○体験学習の充実

- ・宿泊学習、自然体験、地域の関係施設との交流、ボランティア体験等をさらに充実させる。

○情報モラルの育成

- ・インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に資するため、情報モラルに関する学習を充実させ、併せて家庭への啓発活動も行う。

(2) 未然防止・早期発見のための取組み

○日常の観察

- ・日頃から教職員が児童とのコミュニケーションの充実を図り、些細な変化をキャッチできるアンテナの高さをもつことに努める。

○教育相談

- ・日頃から気軽に相談できる環境を作る。必要に応じて教育相談期間を設ける。

○学校あんしん生活アンケート

- ・学期に1回実施し、早期発見の手立てとする。

(3) 家庭・地域との連携

- ・PTA役員会、実行委員会や懇談会を通じて、実態や指導方針等の情報交換を行う。
- ・「大東市立三箇小学校いじめ防止基本方針」をホームページ、学校だより等を活用して発信し、周知・啓発に努める。

3. 未然防止の取組み

いじめとは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善

①基礎学力の定着・向上を図る

学校として、一致した学習規律の確保と落ち着いた授業環境づくりに努める。

②「学び合う授業づくり」の推進

児童が主体的に学び、達成感を味わうことができ、互いに認め合うことで自尊感情を高めることができる授業づくりを推進する。そのために研鑽を積む。

(2) 自己有用感を高める指導・支援

①一人ひとりが活躍することができる活動

学級活動や委員会活動、学校行事等において、各児童が個性や持ち味を発揮しながら活躍し、周りの児童に認められる活動を充実させる。

②人とのつながりを感じることでできる取組み

班活動を大切にする集団づくりを行い、互いに認め合い、高め合う学級・学年集団をめざす。

③ほめる指導の充実

児童の努力や善行等を積極的に褒め、自信を持たせる指導を心がける。

(3) いじめを生み出さない・見逃さない雰囲気醸成

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合い、いじめを生み出さない、またいじめを解決できる力をもった児童集団の育成に努める。傍観者もいじめに荷担していることに気付かせ、互いに間違いを指摘できる環境づくりが大切である。

そして、全ての教育活動の中で、社会における規範やルールを守ることの意義を指導し、規範意識の醸成と道徳性・社会性の伸長を図る。

4. 早期発見の取組み

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

いじめの兆候に気付いた時には、問題を軽視することなく早期に事態把握を行い、対応することが大切である。

①児童理解の充実

平素から児童の生活実態や交友関係などをきめ細かく把握し、表情・行動の変化やサインを見逃さないように注意する。さらに、定期的なアンケートや教育相談の実施などにより、いじめ発見に向けて積極的な取組みを行う。

②信頼関係の構築

カウンセリングマインドをもって、児童とコミュニケーションを図り、児童が安心して相談できる雰囲気と体制づくりに努める。

③情報の共有化

学年会・生活指導部会・企画委員会・職員会議等で児童の状況について交流する。

④外部機関との連携

外部相談窓口を児童・保護者に周知する。

5. 早期解決の取組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①情報共有と組織対応

いじめが疑われる事案を発見・確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対応教員を中心とする組織的な対応を行う中で、事案の事実確認と適切な指導を進める。事案を解決するにあたり、市教育委員会との連携のもと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。

②被害児童及び保護者へのケア・支援

被害児童及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。児童の立場に立って、丁寧に対応することから学級担任のみの対応でなく、児童との信頼関係に基づく教員による対処や、また、スクールカウンセラーの活用等も検討する。被害児童保護者との連携を密にし、事案解決を図る。

③加害児童への指導・支援と保護者との連携

加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を進める。いじめ行為を速やかに止めさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害児

童保護者に協力を求めながら、自ら行ったいじめ行為を自覚し、十分反省するよう指導する。

④集団づくり

いじめが生じた集団に対しては、被害児童及び保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中、いじめを起こさない集団となるよう指導する。

⑤SNS等ネット上のトラブルへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためプロバイダに対し働き掛ける等により削除する措置を講じる。

⑥警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

①名称「いじめ対策委員会」

②構成メンバー

校長・教頭・教務・生活指導部長・いじめ対応教員・養護教諭

③役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認及び見直し
- ・いじめの早期発見に関わること
- ・いじめの未然防止に関わること
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・必要に応じて、いじめに係る校内研修会の企画、運営

④開催

- ・学期に1回
- ・事案発生時は、当該学年等を加えて緊急開催とする。

7. 年間計画

	全児童	学校全体(教職員)
1 学 期	相談窓口周知(4月初旬) ・学校だより、HP等	第1回いじめ対策会議 ・年間計画及び基本方針の確認
	家庭訪問(家庭での様子の把握)	市第1回いじめ対応担当教員連絡会への参加(担当者)
	学校あんしん生活アンケート①	アンケート結果からの聞き取り・ ケース会議(必要に応じて)
	学期末懇談	・集計結果のまとめ

夏季休業		校内研修会 ・児童生徒理解に関すること(子どもを語る等)
2学期	学校あんしん生活アンケート② 情報モラル学習等 「人権教室」の実施 学期末懇談	第2回いじめ対策会議 ・進捗状況確認 市第2回いじめ対応担当教員連絡会への参加(担当者) アンケート結果からの聞き取り・ ケース会議(必要に応じて) ・集計結果のまとめ
3学期	学校あんしん生活アンケート③ 情報モラル学習等 教育相談	市第3回いじめ対応担当教員連絡会への参加(担当者) アンケート結果からの聞き取り・ ケース会議(必要に応じて) ・集計結果のまとめ 第3回いじめ対策会議 ・学校いじめ方針・年間計画の見直し 案の作成等

8. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事案が生じた旨を、大東市教育委員会に速やかに報告する。
- ②大東市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係についての調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。

9. 方針等の見直し

本方針に示す内容が、学校の実情に即し、十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じて学校基本方針の見直しを図る。